



函館北ロータリークラブ会報

クレン・W・キンロス 1997~98年度 国際ロータリー会長テーマ

ロータリーの心

Show Rotary Cares

中川洲平会長テーマ 『ロータリーは楽しく、そしてハーモニーの心を。』



8月20日会員卓話 牛尾 公昭 会員

《第1646回例会》 第8号 8月27日(水)

本日のプログラム

「函館における最近の不動産の状況」

森元不動産鑑定事務所 所長 森元 浩 氏

★会 長 中川洲平 ★幹 事 小池凌一

例会場：函館国際ホテル 〒040 函館市大手町5-10 TEL 23-5151
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務所：函館市大手町5-10 ニチロビル3階 23-3870

◎ 出席報告

会 員 数	68名	出 席 率	函 館 北	7月23日	89.06%
出 席 席	44名		函 館 東	7月22日	90.82%
欠 席 席	24名		函 館	7月17日	94.55%
他クラブ出席	15名		函館五稜郭	7月18日	100.00%
出席合計	59名		函館亀田	7月21日	祝日休会
除 外 者	1名				

次回・8月27日

「函館における最近の不動産の状況」

プログラム

森元不動産鑑定事務所 所長 森元 浩 氏

1997～1998

〈第1645回例会〉第7号

8月20日の記録

◎司 会 中川 洲平 会長 ◎斉 唱 それでこそロータリー

◎ビジター 函館東R.C. 濱口龍司君・大熊雅之君、函館五稜郭R.C. 名取晃一君・石井 晃君

◎会長報告 中川 洲平 会長

- 石垣ガバナーから残暑のお見舞いが届いています。
- 侑愛会から創立記念式典のご案内が来ております。
- 国際ロータリーから会報が届いています。

◎委員会報告

・会員増強委員会 加藤 清郎 委員長

8月は会員増強月間です。今年度10名の新入会員（交替を除く）を目標としています。

・交換学生委員会 清水 孝信 委員長

98～99年度、アメリカ・カナダ・フィンランドへ4名の交換学生を募集します。

・国際奉仕委員会 清水 孝信 副委員長

石垣ガバナーより、使用済ハガキ・テレカの要請がありました。

97～98年度WCS回収箱を設置します。

◎幹事報告 小池 凌一 幹事

- 他クラブ情報 8月26日(火)函館東R.C.は移動例会に変更です。
- 千葉港R.C.から会報が、台北東北R.C.から会報と計画書が届きました。回覧致します。
- 97年度ロータリー情報 1,500円です。ご希望の方は幹事まで。
- 例会終了後、理事・役員会を開催します。

◎親睦活動委員会 遠藤 尚孝 委員長

ニコニコBOX投入報告

中川 会長……BOXに協力。
 新谷 会員……"
 森(秀) 会員……"
 牛尾 会員……本日卓話です。
 野田 会員……BOXに協力。
 久保 会員……"
 山下 会員……"
 増田 会員……会報担当です。
 緒方 会員……BOXに協力。
 三沢 会員……"
 藤田 会員……"
 松見 会員……"
 加藤(博) 会員……会員増強委員長です。
 加藤(久) 会員……BOXに協力。
 村井 会員……"
 小笠原 会員……"
 小林 会員……"
 川村 会員……"

◎会員卓話 「財産防衛のための生命保険」 牛尾 公昭 会員

経営者の個人契約の必要ポイントとして次の5つの対策があります。

第1「納税資金対策の契約加入」について

1. 経営者の相続財産の大半は、不動産と自社株です。これらはいずれも換金性に欠けており、相続が発生したら確実に資金が確保される手段として生命保険の加入を勧めます。
2. 契約形態は次のとおりです。

<契約者＝経営者 被保険者＝経営者 受取人＝相続人>
 (保険金の課税は相続税)

3. 受取保険金に生命保険金の非課税が適用されます。
(500万円×法定相続人数)
4. 納税資金の準備のためにいくら加入を勧めるか。
かかってくると予想される相続税分(加入の生命保険金も相続財産への加算を考慮し)相続財産をそのまま残すため、将来における財産の評価額の上昇や今後の資産の増加も勘案して決定します。

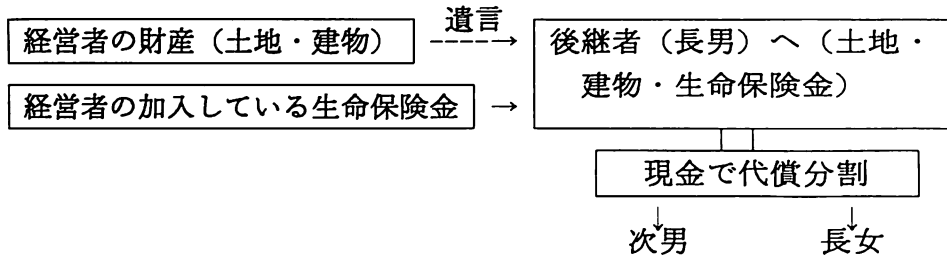
第2 「円満な遺産分割対策としての加入」について

a. 代償分割の活用

1. 遺産の分割には、現物分割・換価分割・共有・代償分割の方法がありますが、相続財産の大部分が事業用資産の場合は、後継者にまとまった自社株や不動産を相続する「代償分割」が最も合理的です。
2. 後継者にまとまった不動産、自社株を渡し、相続人が数人いる場合円満な遺産相続をするため他の相続人には保険金を渡します。
3. 契約形態は次のとおりです。

<契約者=経営者 被保険者=経営者 受取人=後継者(長男)>
 または、

<契約者=後継者(長男) 被保険者=経営者 受取人=後継者(長男)>

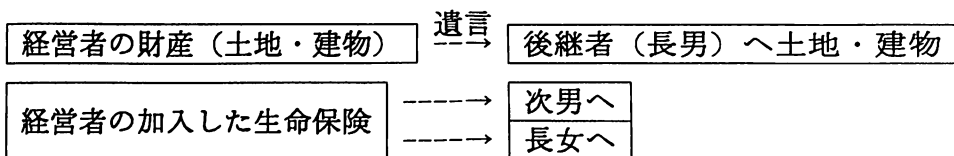


※生命保険を代償分割として活用するのは、他の相続人から本来の相続財産に対する遺留分の減殺請求権を封じるためです。

b. 一般的な生命保険活用

1. 事業用の土地・建物等を経営者から後継者に遺言で渡します。
2. 他の相続人(次男・長女)は経営者の加入している生命保険金を受け取ります。
3. 経営者の加入する保険金額は、次男・長女のそれぞれの遺留分の額以上に設定します。
4. 契約形態は次のとおりです。

<契約者=経営者 被保険者=経営者 受取人=次男・長女>



第3 「財産の評価下げの対策としての加入」について

1. 「生命保険の権利の評価」を使った加入方法です。
2. 被相続人=経営者自身が「契約者・受取人」になり、被保険者=相続人になります。
3. この場合、経営者=契約者が死亡した場合、「まだ保険事故の発生していない生命保険契約の権利の評価額」が相続財産に加算されます。
4. その評価額は、月払い・年払い……………保険料×70%－保険金×2%
 一時払い……………払い込み保険料相当額
5. 契約形態は次のとおりです。

<契約者=経営者 被保険者=相続人 受取人=経営者>

※加入後、早期に多額の保険料払い込みがある契約が評価減が多くなるため、短期払いが有効です。

第4 「財産移転対策としての加入」について

1. 保険料贈与を使った加入方法です。(現金を経営者=被相続人から相続人へ贈与することにより、財産減らしの効果が出てきます。)
2. 同時に、相続人が贈与された現金を使って「契約者・受取人」の生命保険に加入することにより納税資金を確保することもできます。
3. この場合、相続人が受け取った保険金には「一時所得」の課税が生じます。
4. 契約形態は次のとおりです。

<契約者=相続人 被保険者=経営者 受取人=相続人>

※この契約形態は「すでに配偶者がいないケース」等に効果があります。

第5 「二次相続対策としての加入」について

1. 二次相続は配偶者の税額軽減が使えず、相続税額も一次相続に劣らず多額になってきます。
2. 生命保険加入も、次のようにいろいろな加入形態で利用できます。

a. 配偶者・子供ともに収入・財産のないケース

<契約者=経営者 被保険者=配偶者 受取人=経営者>

(経営者死亡時 契約者=配偶者または子 受取人=子 に名義変更する)

b. 配偶者に収入・財産があるケース

<契約者=配偶者 被保険者=配偶者 受取人=子>

c. 子供に収入があるケース

<契約者=子 被保険者=配偶者 受取人=子>

以上の対策から考えられる事は、

保険金は固有財産。だから、

ⓐ=奥様 (ⓐ=ⓐ=社長) の保険は価値がある！

相続税の対象という点では、「本来の相続財産」も「みなし相続財産」も同じです。しかし、その権利内容は、全く違います。

奥さまの本当の味方は、

ⓐ=奥さまの保険だけ！

◎ 出席報告

会 員 数	69名	出 席 率	函 館 北	7月30日	82.35%
出 席	40名		函 館 東	7月29日	88.89%
欠 席	29名		函 館	7月24日	90.29%
他クラブ出席	16名		函館五稜郭	7月25日	100.00%
出席合計	56名		函館亀田	7月28日	85.45%
除 外 者	1名				

次回・9月3日

「卓 話」

プログラム

函館工業高等学校インテリア科教諭 対馬 誠氏



The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

函館北ロータリークラブ会報

クレン・W・キンロス 1997~98年度 国際ロータリー会長テーマ

ロータリーの心

Show Rotary Cares

中川洲平会長テーマ 『ロータリーは楽しく、そしてハーモニーの心を。』



8月27日卓話 森元 浩氏

《第1647回例会》 第9号 9月3日(水)

本日のプログラム

「高校生の学校生活と進路」

函館工業高等学校インテリア科教諭 対馬 誠氏

★会 長 中川洲平

★幹 事 小池凌一